

一般社団法人沖縄県農業会議組織の概要

令和2年7月現在

1. 組織

都道府県農業会議は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置された機関です。本県においては、昭和47年本土復帰により同法が適用されたことから昭和47年12月1日設立、沖縄県農業会議が誕生しました。都道府県農業会議は、その目的に「農業者の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する組織として、その業務を行うことによって農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位の向上に寄与することを目的とする。」と規定され、その機能は農業及び農業者の一般的利益代表機能と行政行為の補完としての県の諮問機関の機能を有している。平成28年4月1日に施行された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により農業委員会等に関する法律（農業委員会法）が改正され、都道府県農業会議は一般社団化し、「一般社団法人沖縄県農業会議」に組織変更し、農業委員会の支援組織として農業委員会ネットワーク機構として位置づけられ都道府県知事の指定を受けた法人である。

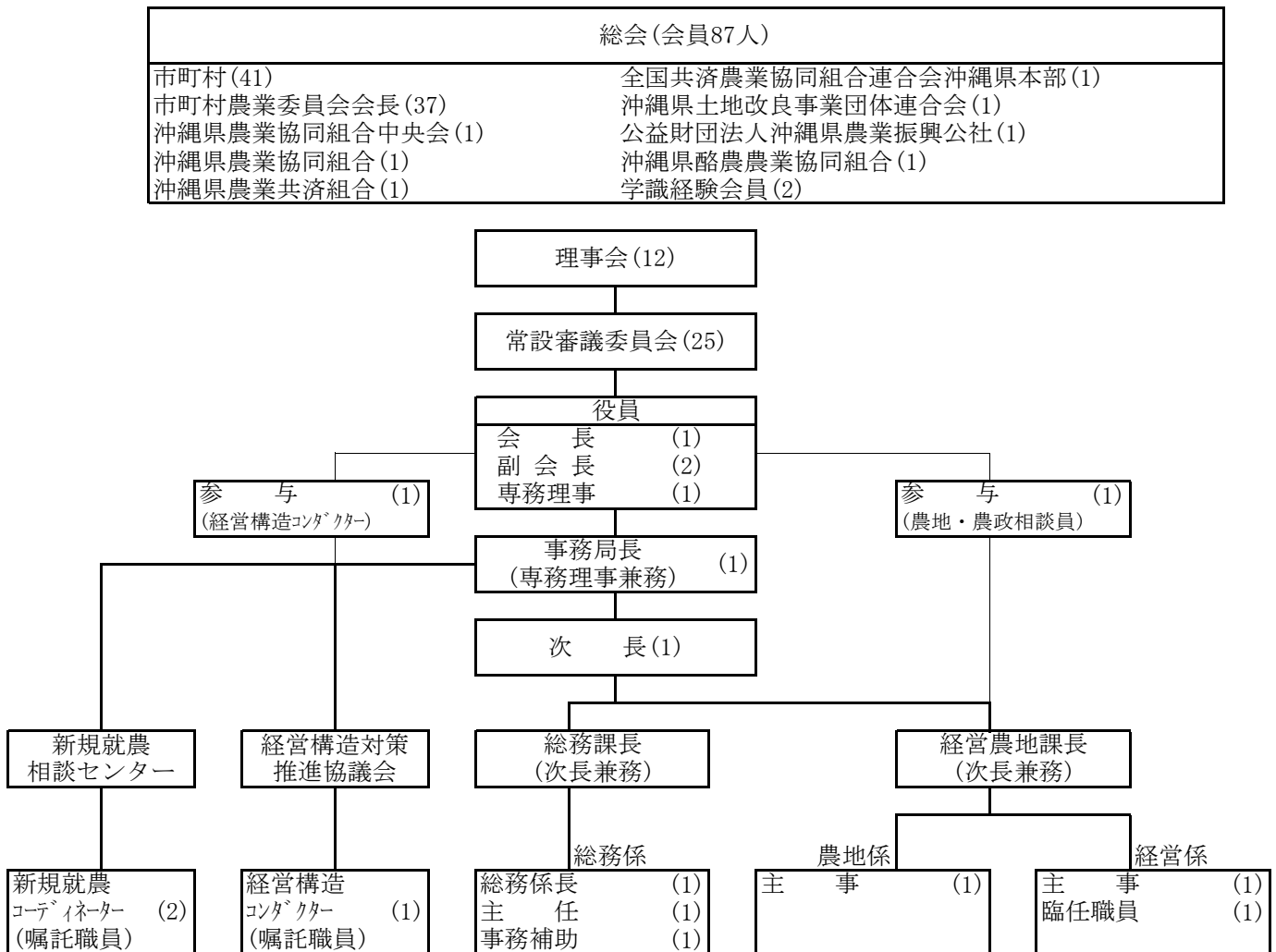
2. 目的

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与すること。

※根拠法…農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

3. 機構図

※()内の数字は人数を示す。



事務局職員総数13人